

第5章 茨木市水道事業の目指す将来像

1. 目指す将来像

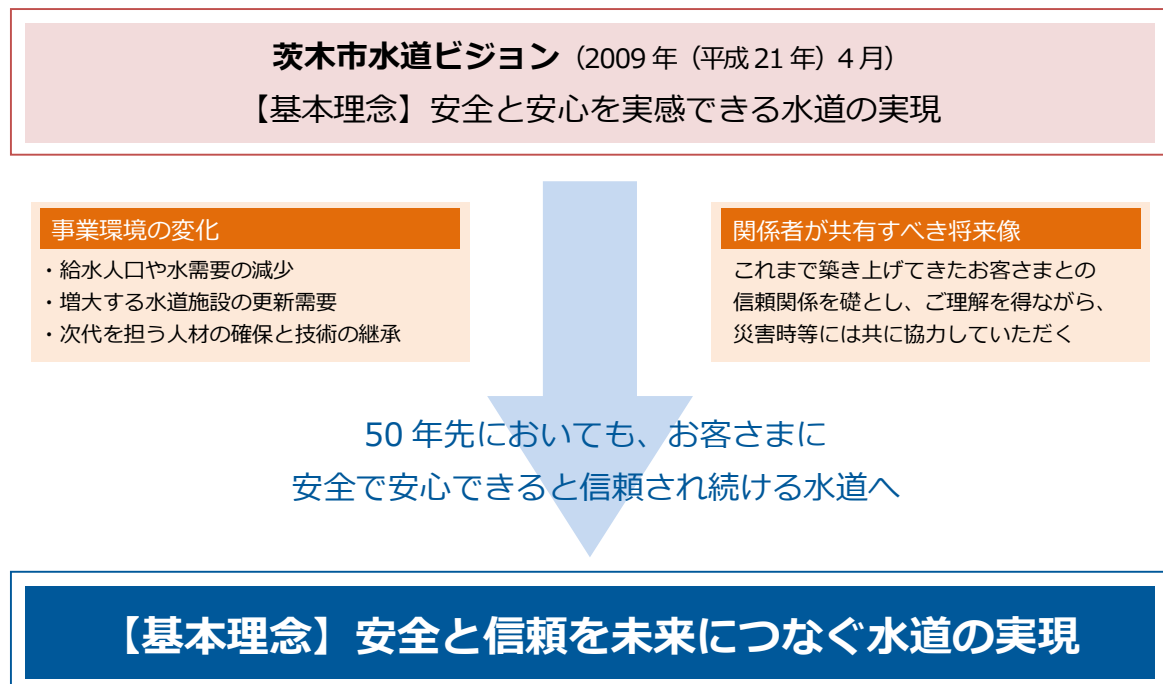
本市水道事業では、1929年（昭和4年）4月の給水開始以来、人口の増加や都市の発展に伴う水需要の増加に対し、安全で安心できる水道水の供給に努め、水道はお客さまが健康で快適な生活や経済活動を営むために必要不可欠なライフラインとなっています。

2009年度（平成21年度）に策定した『茨木市水道ビジョン』では、“安全と安心を実感できる水道の実現”を基本理念（将来像）とし、より安全で安心できる水道を目指して、お客さまの視点に立ったサービスの提供に取り組んできました。

今後、本市水道事業は、第4章で述べたこれまで経験したことのない事業環境の変化が見込まれる中、増大する水道施設の更新需要への対応、次代を担う人材の確保と技術の継承など、様々な課題の解決に取り組む必要があります。

将来にわたり安全で安心できる水道を持続していくためには、これまで約90年で築き上げてきたお客さまとの信頼関係をいしずえ礎とし、さらなるご理解を得ながら、災害時等には共に協力していただくことが必要となります。

本市水道事業が、これまでと同様に50年先の未来においても、お客さまに安全で安心できると信頼される水道であり続けるように、本ビジョンにおいて目指す将来像を次のように掲げ、その実現に向けて挑戦し続けていきます。






図表 5-1 茨木市水道事業ビジョンの将来像

2. 基本目標

本ビジョンにおいて目指す将来像を実現するため、本市水道事業が今後対処すべき様々な課題に挑戦するにあたり、取り組みの方向性を示す基本目標を設定しました。

基本目標は、厚生労働省の新水道ビジョンにおける「安全」、「強靱」、「持続」の3つの観点から次のとおり整理しました。これらの基本目標に関連する施策の推進を通じ、お客さまとの信頼関係をもとに、水道事業へのさらなるご理解を得ながら、共助関係の構築にも努めていきます。

イ	イバラキ（茨木）の水道は	
バ	<p>バランスの取れた事業経営で</p> <p>将来予測される給水人口や給水量が減少した状況においても、健全かつ持続可能な水道を実現します。</p>	
ラ	<p>ライフラインとして必要な強さを備え</p> <p>自然災害等による被害を最小限にとどめ、被災した場合であっても迅速に復旧できる、強くしなやかな水道を実現します。</p>	
キ	<p>キレイで安全な水をお届けします</p> <p>すべてのお客さまが、いつでもどこでも安全においしく飲める水道水を、将来に渡ってお届けします。</p>	



図表 5-2 茨木市水道事業ビジョンの基本目標

3. 施策の体系図

本ビジョンにおいて目指す将来像を実現するため定めた基本目標及び具体的施策についての体系図を示します。

〔基本理念〕

安全と信頼を未来につなぐ水道の実現

イ バラキ（茨木）の水道が取り組む具体的施策

バランスの取れた事業経営

持続

- | | |
|---------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1.お客さまサービスの向上 | 1-1 より一層のお客さまの利便性や料金負担の公平性の向上
1-2 効果的かつ積極的な広報・広聴活動
1-3 お客さまニーズに応じた取り組みの推進 |
| 2.経営基盤の強化 | 2-1 更新需要の増加に対する財源の確保
2-2 より一層の経営の効率化 |
| 3.組織体制の強化 | 3-1 計画的な人材育成による技術力の継承・向上
3-2 他事業体等との連携の継続的な検討 |
| 4.環境への配慮 | 4-1 より一層の最適な水運用の検討●
4-2 再生可能エネルギーの導入促進
4-3 水道施設整備工事で生じる建設廃棄物のリサイクルの継続と廃棄物の排出抑制 |

ライフラインとして必要な強さの確保

強靱

- | | |
|------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 5.水道施設の適正な維持及び更新 | 5-1 自己水源の安定的な水量の確保●
5-2 水需要の動向を注視しつつ重要度に応じた水道施設の計画的な更新
5-3 管路更新など継続的な老朽化対策の推進 |
| 6.水道施設の耐震化の推進 | 6-1 継続的な施設の耐震化対策の推進
6-2 計画的な耐震管の整備 |
| 7.危機管理体制の強化 | 7-1 応急給水体制の拡充と応急給水拠点の認知度向上●
7-2 危機管理に対する取り組みの周知と継続的な訓練の実施●
7-3 災害時におけるお客さまとの共助関係の構築●
7-4 想定外を考慮した危機管理に対する新たな取り組みの推進● |

キレイで安全な水の供給

安全

- | | |
|--------------|-----------------------------------------------------------------|
| 8.水質管理の充実と強化 | 8-1 水質管理の強化
8-2 給水栓における水質保持 |
| 9.水道水の信頼性向上 | 9-1 水質検査結果のよりわかりやすい情報提供●
9-2 より一層の安全でおいしい水の提供● |

●：今回新たに位置付ける施策